

第三者評価結果

事業所名：キッズパートナー東戸塚第2

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>全体的な計画の様式は法人共通ですが、園独自に保育所保育指針、園の理念・方針・目標を踏まえながら、子どもの発達や生活の連続性を十分に考慮し、子どもの健全な育ちを中心に作成しているほか、園の子どもの発達過程や園で把握している子どもと家庭の状況、安全管理、地域との関わりなどを考慮しています。来年度に向けては職員からの意見のほか、今年度実施した地域ケアプラザ訪問、5歳児クラスのハッピーデー、4歳児クラスの電車を利用しての外出を取り入れていく予定です。全体的な計画の見直しや作成後はそれらを踏まえ、次年度の指導計画や保育等に反映しています。全体的な計画が保育の土台になるので、今後、更に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」も計画に盛り込み、子どもの成長の振り返りや、今後の保育の方向性、職員の関わりについて、より明確にすることが望まれます。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>各保育室の温湿度は園日誌に記録しています。適宜、窓を開けて換気をしているほか、トイレを含め24時間換気設備となっています。陽光も射し込む造りとなっており、眩しい時はロールカーテンで調整しています。清掃は当番制で実施し、各所の消毒にも気を配っています。年齢、季節、子どもの様子等を見て、家具の配置や環境の見直しをしています。家具等の角にクッションをつけたり、棚にストッパーを付ける等安全対策を施し、子どもの動線や落ち着ける場所の配慮をしています。トイレの便器は温便座になっています。机・椅子、便器の大きさ、手洗い場等は子どもの使いやすい大きさ、高さになっています。水道の蛇口には補助レバーを付けています。さらに4月の入園始めで低年齢の子どもは踏み台を用意することもしています。園は東戸塚駅からほど近く、保育室から電車が見えたり、道路の桜並木が満開になると園内に居ながらにして花見を楽しむことができます。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>入園時に家庭から提出してもらった書類や入園時個別面談からの情報のほか、入園後の子どもと職員の関わり、観察などからも子どもを把握し、十分に尊重するようにしています。クラス間だけでなく、他職員にも子どもの家庭の状況やその日の情緒、様子などを伝え合っています。個々の意見を聞いたり、表情や動作から推し量り、子どもの気持ちに寄り添い、共感したり、思いを汲み取るようにしています。職員は子どもが訴えている時は言葉を中断しないようすべて聞き入れてから言葉を返すようにしています。幼児は、時にはお互いを認め合える思いやりと優しさを表現できるよう援助しています。一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育について、会議で話し合い、園内研修を活用し、さらに共有や考え方の理解を深めていこうとしています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>挨拶、食事（座る姿勢や食具の使い方等）、排泄、着脱、姿勢を保つ等、基本的な生活習慣を身に付けたり、園での生活がスムーズに行えるよう、年齢や発達に合わせて段階的に進めるための援助をしています。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについては、日々の保育の中で年齢に合わせて伝えていきます。職員は子どもができたことを認め、褒めて、自信が持てるように後押ししているほか、職員に甘えたい子どもの気持ちを受けとめ、その都度対応しています。園での箸の使用は、今年度は5歳児クラスから個別対応をしています。歯磨きは1歳児クラスから行い、4歳児クラスの途中まで職員が仕上げ磨きをしています。活動は動と静のバランスを考えています。子どもの状態により、月齢の低い子どもの午前寝、夕寝等を組み合わせています。夕方園庭で遊ぶこともしています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 子どもの目線の高さに合わせた低い棚に、おもちゃや絵本、自分の荷物を置き、子どもが自分で必要なもの取り出したりできる場所（コーナー）を準備しています。職員は遊びに参加したり、危険がないように見守るなど状況を見ながら援助しています。天気の良い日は園庭や近隣の公園等に積極的に出ており、遊びの中で身体を動かしています。戸外活動は社会的ルールを知り、身につける機会ともししています。公園での自然探しのほか、園内でカブトムシやダンゴムシの飼育を通し、生命の不思議や大切さにも触れています。園の夏祭りに地域の人々が来園したり、電車に乗って隣駅の公園に行ったり、農家の協力を得て柿採りを楽しむなど、社会体験の機会としています。描く、歌う、話す、リズムなどの表現活動のほか、外部講師による2歳児クラスからの英語、3歳児クラスからの体操もカリキュラムに取り入れています。</p>	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	
<p><コメント> 非該当</p>	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 子どもが自分でやりたい気持ち、意欲を大切にしながら見守っています。保育室にスペースを作ったり、園庭、散歩先等を利用して子どもの興味関心、発達に合わせて探索活動が十分にできるようにし、発見する喜びを感じられるようにしています。職員は人と関わることが楽しいと感じられるように、さりげない援助をしながら、できたときは十分に褒めて自信や意欲につなげながらも、本人のその時の体調面や心情から甘えたい気持ちも尊重しています。異年齢で遊ぶ機会も意識し、散歩やリズム遊びを一緒にしたりしています。2歳児クラスの保育士の手作りマイクスタンドは、子どものお気に入りアイテムになっています。保護者との関係を深めるため、今年度から保育参加を行っています。個別の連絡アプリケーション配信、送迎時のやりとり等、日々一人ひとりの体調や様子について丁寧に連絡を取り合っています。</p>	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> クラスごとの活動の他、年間を通し縦割りの3グループ活動を行っています。異年齢で活動する中で、協力する楽しさを感じたり、お互い刺激し合ったり、思いやったりと成長し合っています。職員は、子どもたちが集団の中でどう主体的に活動するか、個々を大切にしながら社会的な好ましい態度が身につくような関わりを持っているか、職員も積極的に関わって指導計画を立てています。子ども同士のトラブルも経験の一つと捉え、年齢に合わせての解決ができるようにしています。4歳児クラスは電車に乗って隣駅の公園に出かけたり、5歳児クラスはハッピーデーとして、柿採りと夕食作り（前日スーパーマーケットで購入した食材でカレーとポテトサラダを作る）で思いで作りをしています。また、勤労感謝の日に普段からお世話になっている嘱託医、交番、消防署、町内会長、民生委員、JR東戸塚駅員、地域ケアプラザに子どもたちの手作りカレンダーをプレゼントしています。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> エレベーター、スロープ、多目的トイレの設置があり、身体的な障害のある子どものハード面での環境整備に配慮した造りになっています。障害名の判断が下りたときは、クラスの指導計画と関連付け、子どもの状況や発達過程に合わせて毎月個別計画を作成しています。特別な配慮が必要な子どもについては月案の個別配慮欄と日誌・週案の配慮と自己評価を記入しています。子どもの配慮事項を意識して職員会議等で話し合い、職員間で情報共有をしています。家庭と園の連携を密にし、関わり方や対応について伝えあい、園でも安心して過ごせるよう配慮しています。横浜市戸塚地域療育センター、法人内の臨床心理士に相談やアドバイスを受けることができます。職員は障害児や要配慮児の保育研修に参加しています。研修の内容はミーティングや職員会議で報告し、情報共有しています。重要事項説明書に障がい児保育についての項目があり、保護者に伝えています。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 全体的な計画、月案に長時間にわたる保育欄があり、在園時間の長い子どもがゆったりと過ごせる環境作りや生活リズムが合うように配慮をしています。朝夕の異年齢での合同保育時は、関わりを楽しめるよう、職員が必要に応じて見守ったり、仲立ちをしています。保育室の構造上窪みのある部分もコーナーとして活用しています。夕方17時40分以降の保育は年齢の低い子どもの安全にも気を配っています。2歳児クラスまでは朝おやつ（牛乳と軽めの菓子）があります。昼食は規定量のほかにおかわりがあり、一人ひとりの食欲や生活リズムに合わせて提供しています。水分補給も適宜できるようにしています。保育時間によっては補食・夕食の提供ができますが、現在利用はありません。職員はシフト勤務のため、子どもの状態については口頭とクラスボードで情報を引き継いでいます。引き継ぎ後、保護者に子どもに関する伝達が十分に行われるように、口頭とクラスボードで確認し、伝え漏れのないように配慮しています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 全体的な計画に小学校との連携（接続）欄があり、小学校以降の生活や学習の基盤の育成に繋がるように配慮することとしています。全体的な計画をもとに、小学校への移行がスムーズとなるよう指導計画とアプローチカリキュラムを作成しています。4歳からは上履きを使用します。5歳児はハンカチをポケットに入れて使用したり、11月頃から午睡を減らし、卒園までには無くしています。近隣小学校の1年生と多くの交流機会を持つことで、子どもたちが小学校以降の生活に不安を持つことなく意欲や期待を持てるよう配慮しています。今年は図書室での交流やシャボン玉遊び、公園で秋遊び、音楽会などに招待してもらっています。保護者には、クラスだよりや懇談会で情報提供するとともに、質問に答えています。小学校の先生とは意見交換や引き継ぎを行っています。保育所児童保育要録は担任が作成し、園長と主任が確認し、子どもの就学先に提出しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 健康管理に関するマニュアルと保健計画があります。重要事項説明書に嘱託医の連絡先、健康診断等の実施、病気や怪我をした時の対応、与薬、感染症対策等について記載し、保護者に説明しています。子どもの朝の体調を保護者に連絡用アプリケーションに入力してもらい、担任が確認しています。保育中の体調不良や怪我は記録し、すぐに保護者に連絡します。ミーティングや引き継ぎの時に共有し、全職員に周知しています。既往症や予防接種の状況は、入園時に確認し、以降は随時保護者から報告をもらっています。乳幼児突然死症候群（SIDS）に関しては、うつぶせ寝をさけ、年齢ごとのブレスチェックを行い、午睡チェック表に記入しています。保護者には入園時に説明しています。園では、保護者に向けて毎月ほげんだよりを発行していますが、保護者への健康に関する方針や取組の周知が不足と捉えており、協力体制を構築する努力が必要と考えています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 全クラスとも嘱託医による年2回の歯科健診・内科健診のほか、幼児クラスは尿検査を年1回行っています。その他、身体測定は毎月、頭囲、胸囲は年2回測定し、結果は連絡アプリケーション配信で伝えており、成長曲線を見ることができます。健康診断の結果については、その日のお迎え時に書面で保護者に渡しています。歯科健診では虫歯のほか、噛み合わせや歯石についてもお知らせし、受診を依頼することもあります。健診結果は法人でグラフ化され、園児の傾向を捉えるために活用しています。必要であれば保護者と連携し、支援を行います。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」と医師による指示書に基づいて対応しています。入園時に園長、担任、調理員、保護者と面談を行い、食物アレルギーの有無を確認するとともに、医師による指導票を提出してもらい、それに基づいて除去食を提供しています。保護者には事前に献立表を配布し、確認してもらっています。職員は毎朝、調理員と除去食の確認を行い、食事提供前にもダブルチェックを行っています。誤食がないよう、トレイや食器の色を変え、アレルギー除去表示を置き、器には全て子どもの名前を書いたラップをしています。おかわりも小分けして用意しています。色はアレルギーの品目で変えています。アレルギーや慢性疾患のある子どもを全職員が把握しています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>食に関する豊かな経験ができるよう、食育年間計画をたて、毎月「ねらい」を決めて実施しています。屋上園庭では、プランターで野菜の栽培をしています。クラスによっては、何を植えるか、何を育てるかを子どもたちが決めています。子どもたちは野菜が育つ様子を観察し、収穫した野菜は、見て、触って、種を取るなどを保育に取り入れています。収穫したものはその日のうちに給食室で調理してもらったり、自分たちで調理するなど、食に関して興味を持てるようにしています。職員は子ども一人ひとりの食べる量や好き嫌いを把握しています。幼児クラスでは、配食時に食べられる量を聞いて、苦手なものは減らしたりしており、嫌いなものを無理やり食べさせることはしていません。調理員は残食調査を行い、その結果と保育士からの情報を基に、調理方法を変えるなど、子どもが食べやすいように工夫しています。食器は大きさや材質、形状など年齢に応じたものを使用しています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>献立は法人の管理栄養士が作成し、食事は旬の食材を取り入れ季節感のあるものとなっています。子どもの発育状況・食経験に応じて食材や切り方刻み方、柔らかさを考慮した食提供をしています。保育士は子どもの食べる量や好き嫌いを把握しており、苦手な食材は無理強いせず、量を減らしたりして、無理なく食べられるように配慮しています。職員は給食会議で調理員と連携し、調理を工夫してもらったり、毎月、地域の食文化や行事食を取り入れ、食事が楽しいものになるよう工夫しています。10月はスウェーデンのハッロング・ロットルというお菓子で、12月はほうとう鍋です。調理員は、残食量を確認するとともに、クラス担任から得た情報と合わせ、次の給食に反映させています。調理室内の衛生管理は、園内マニュアルに基づき適切に行っています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者とは送迎時の会話や連絡用アプリケーションにより情報交換を行っています。子どもの園での様子や情報は、園だより、クラスだより、ほけんだより、給食だよりでも知らせています。生活発表会や運動会で子どもの成長を保護者に見てもらっています。その他、年2回保護者懇談会を開催し、保育内容や子どもの成長を伝えたり、今後の保育の計画や見通しを説明し、理解・協力を得られるようにしています。個人面談は年2回、及び必要に応じて機会を設け、園での子どもの様子を伝え、保護者からの悩みや相談、心配事などを聞き、情報共有を図っています。保護者からの情報は、保護者了解のうえで、園長、主任に報告し、内容によっては全職員で共有しています。記録は児童票にも残しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>保護者が安心して子育てができるよう支援を行っています。朝夕の送迎時に積極的に声かけし、コミュニケーションをとり、話しやすく相談しやすい雰囲気作りを心掛けています。送迎時以外でも、連絡用アプリケーションで子育ての相談に応じたり、個人面談で相談に応じています。相談内容は園長と主任に報告し、全体で共有可能な内容であれば、保護者了承の上、週1回のミーティングで共有します。参加できない職員に対しては記録を回覧し、周知しています。相談内容は個人面談時であれば、個人面談記録に残し、児童票にも記録を残しています。開所3年目であり、昨年まではコロナ禍で行事は人数制限があったり、運営委員会も書面開催で行いました。保護者への子育て支援の体制を整えていても、保護者との信頼関係の構築は容易なものではなく、園では、今後も努力が必要と考えています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>虐待防止マニュアルと運営規程に「虐待防止のための措置」の項目を設け、職員に周知しています。職員は日々、子どもの様子、発言や衣服の状態、着替えの時に身体にあざがないか等あらゆる面から観察し、子どもの虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう努めています。ネグレクトも含め虐待等の心配がある場合は園長、主任に報告し、協議の上、必要に応じて関係機関に通告する体制になっています。少しでも心配がある時は、ミーティングで報告し、参加できない職員には記録を回覧し、全員で共有し、全員でその子どもを見守る体制です。虐待等権利侵害の兆候を見逃さないための園内研修を実施し、適切な対応が取れるよう努めています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>各指導計画はクラス職員間を中心に互いの疑問点、改善点などを意見交換しています。日々の保育の記録は日誌で共有しています。子どもの情緒の安定、子どもの自立心を育てる等の視点を含む指導計画を立て、保育とのつながりを見ながら子どもの発達過程や心の育ち・意欲・興味などをよく観察しています。職員の援助・関わりが適切であったかなどを確認しながら評価・反省の自己評価をしています。職員個人の自己評価は年2回（210項目のセルフチェック・個人目標・年目標）行なっています。職員の自己評価結果から明らかになった課題をまとめ、保護者アンケートの結果を反映させ、園としての課題とし、保育所全体の自己評価としています。また、マイナス点を指摘するのではなく、お互いの良い保育について褒め合うことで保育実践の改善や専門性の向上につなげていくことも取り組み始めています。今後の保育の質の向上につながることを期待されます。</p>	